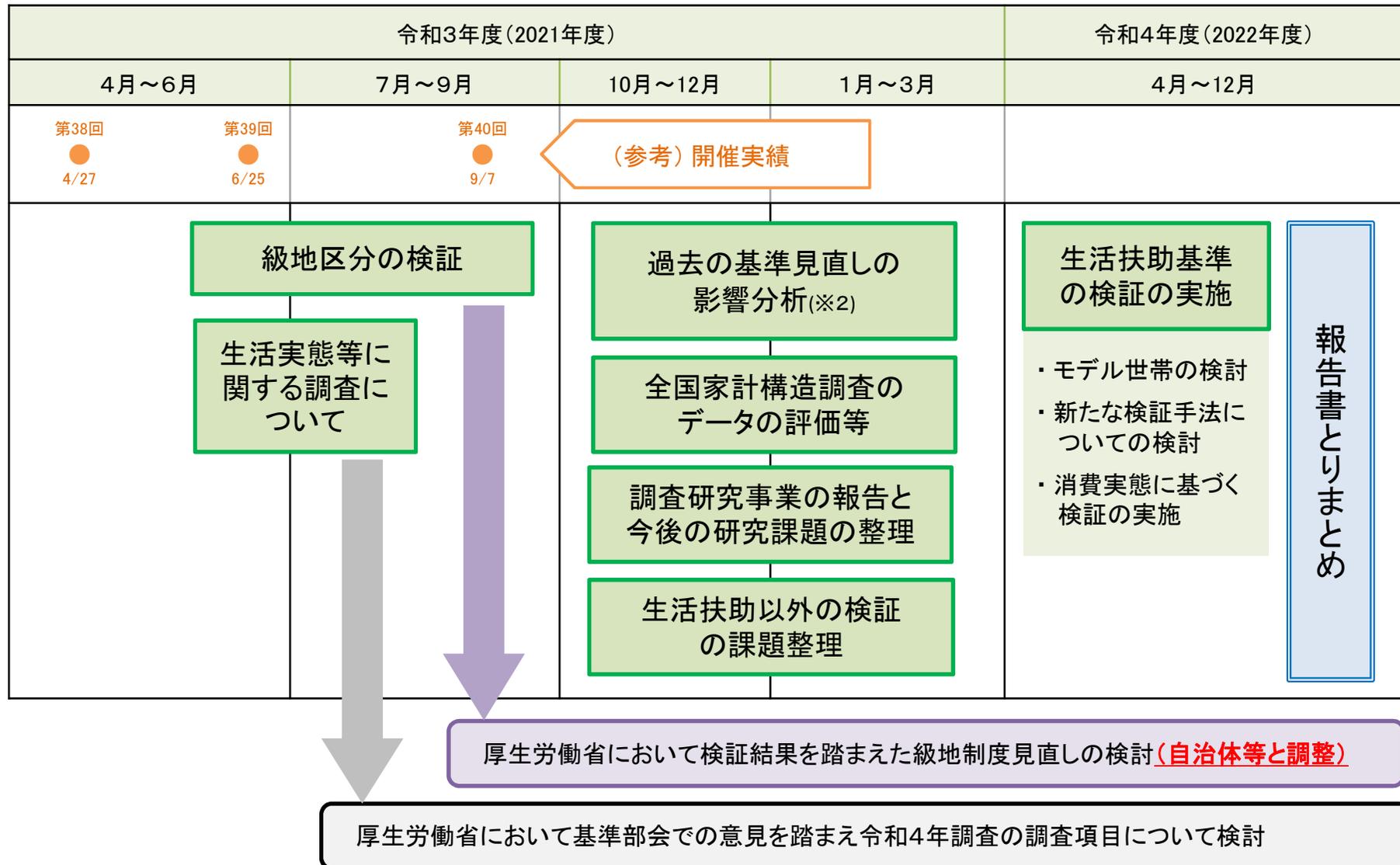


今後の生活保護基準部会のスケジュール（案）



※1 本スケジュール(案)は、今後の議論の状況等を踏まえ、変更があり得ること留意が必要。

※2 福祉事務所へのヒアリングの実施等については、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえて今後検討。

級地区分の検証のスケジュールについての補足（その1）

《級地制度の見直し時期について》

- 生活保護基準部会においては、生活扶助基準について、一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かの定期的な検証が実施されているところである。こうした中で、2019年全国計構造調査の結果が利用可能となることを受け、当該統計データに基づいて生活扶助基準額の水準や較差の設定についての検証を実施していただくこととなる。

当該検証の結果等を踏まえて生活保護基準の見直しを行う場合、できるだけすみやかに実施することが重要であることから、生活保護基準部会における検証結果は令和4年中をめどに取りまとめいただき、その後、厚生労働省において、必要な見直しを検討し、一定の施行準備期間は設けるものの、令和5年度には見直し後の基準を施行するものと考えている。

※ 生活保護基準については、生活保護基準部会での検証結果を踏まえ、厚生労働大臣が政策的判断として、社会経済情勢等を総合的に勘案した上で設定することとなる。

したがって、生活保護基準の設定自体は厚生労働大臣が行い、生活保護基準部会においては、その前提として、統計分析を実施することにより専門的かつ客観的に生活保護基準の妥当性の評価・検証を行うこととなる。

- 上記の検証においては、生活保護基準が生活保護法第8条の趣旨に沿って年齢別、世帯構成別、所在地域別に設定されていることから、年齢構成や世帯人員、級地といった基準の体系に応じた検証が実施される。級地制度は、この基準体系の一部であることから、その見直しを実施する場合には、令和5年度の基準体系の見直しのなかで実施することとなる。

※ 基準体系に係る見直しについて、部分的に時期を変えて実施することは、実務の観点からも、各自治体におけるシステム改修等の施行準備への負担増や短期間での基準額の変更等による現場事務の混乱を招く可能性がある。

級地区分の検証のスケジュールについての補足（その2）

《級地区分に関する検証の時期について》

- 一方で、級地制度（特に級地区分）は極めて地域的な問題でもあることから、その見直しにあたっては統計分析だけではなく、様々な地域の実情を踏まえる必要がある。このため、級地区分に関する検証の結果等を踏まえて厚生労働省において検討した見直しの方向性に関しては、現場の実態を把握し保護の実施責任を持つ自治体等と十分な期間を設けて調整することが必要となる。
 - ※ 個別の自治体との「級地区分の指定」に関する調整は、過去の実績では1年程度の期間（次頁参照）。
 - ※ 級地制度の検証として、生活扶助基準額の「級地間較差」については、生活保護基準部会において平成24年（2012年）及び平成29年（2017年）に消費水準の級地間較差との比較検証が行われ、その結果を踏まえて、基準額の級地間較差の見直しが行われてきた。
 - 一方で、級地制度における「級地区分」については、昭和62年度（1987年度）に見直しを行って以降、市町村合併による上位級地への統合以外の見直しは行われていない。
- こうした事情から、生活保護基準部会においては、令和4年末に予定される報告書のとりまとめに先立って「級地区分に関する分析結果のまとめ」を示していただく必要があるもの。

(参考1)生活保護法(昭和25年法律第144号)(抄)

(基準及び程度の原則)

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

(実施機関)

第19条 都道府県知事、市長及び社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

一 その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者

二 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの

2～7 (略)

(参考2) 前回(昭和62年)級地見直しのスケジュール等

○昭和59年6月～昭和60年3月

消費水準測定方法検討委員会(全5回)

— (自治体からヒアリング)

○昭和60年12月

中央社会福祉審議会(意見具申)

(意見具申抜粋)

今後の級地制度のあり方としては、各地域における一般世帯の生活実態との均衡を可能な限り確保するという見地から、現行1～3級地の最大地域格差(18%)は拡大するとともに、モータリゼーション及び情報伝達手段の発達等により国民の日常生活圏域が拡大する傾向にあることから、現行級地を細分化し、隣接市(区)町村間で、より実態に即した指定を行う方向で検討すべきであるとの結論に達した。また、級地の指定単位としては、地域の生活水準検討のための各種資料及び地方行政組織の現状から、原則としては現行どおり市(区)町村を単位とせざるを得ない。

さらに、級地制度は極めて地域的な問題でもあるので、その指定について各都道府県・指定都市等地方公共団体の意見を十分聴取する必要があることはいうまでもない。

なお、級地の見直しについて被保護世帯の生活実態を考慮し、現行保障水準に急激な変化のないよう、十分配慮することが必要である。

— (自治体と調整)

○昭和62年4月

制度施行

生活保護基準の設定の概要

第38回生活保護基準部会
資料2-1(令和3年4月27日)

○ 生活保護の基準については、生活保護法に基づき厚生労働大臣が定めることとされている。

(参考)生活保護法(昭和25年法律第144号)(抄)

(基準及び程度の原則)

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

○ 生活扶助基準については、昭和59年度以降、一般国民の消費実態との均衡上の妥当な水準を維持するよう設定している。

(参考)生活扶助基準に関する検討会報告書(平成19年11月30日)(抄)

③ 昭和40(1965)年から、国民の消費水準との格差を縮めるため、民間最終消費支出の伸び率を基礎に、その伸び率以上に基準額を引き上げる「格差縮小方式」を導入し、

④ その結果、国民の消費実態との均衡上、ほぼ妥当な水準に達したことから、昭和59(1984)年からは、その均衡した水準を維持・調整する「水準均衡方式」となり、現在に至っている。

○ また、生活扶助基準については、平成16年の「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」による報告書における提言を受け、平成19年以降、定期的に生活扶助基準の検証を実施しており、その検証結果を踏まえて基準を定めている。

(参考)生活保護制度の在り方に関する専門委員会 報告書(平成16年12月15日)(抄)

第2 生活保護基準の在り方について

1 生活保護基準の評価・検証等について

(1) 評価・検証(抜粋)

今後、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に一度の頻度で検証を行う必要がある。

生活保護基準部会の設置の趣旨

第38回生活保護基準部会
資料2-1(令和3年4月27日)

- 生活保護基準部会は、生活保護基準の定期的な評価・検証についてご審議いただく専門の部会として設置されている。
- 生活扶助基準の検証は、一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを見極めるため、消費実態に係る統計調査のデータ等を用いて、専門的かつ客観的に実施する必要がある。

(参考)生活保護基準部会の設置について(平成23年2月10日社会保障審議会(総会)において了承)(抄)

1. 部会の設置の趣旨及び審議事項

生活保護基準について、5年に1度実施される全国消費実態調査の特別集計データ等を用いて、専門的かつ客観的に評価・検証を実施する必要がある。このため、社会保障審議会に、生活保護基準の定期的な評価・検証についてご審議いただく専門の部会を設置する。

○生活保護制度の在り方に関する専門委員会 報告書(平成16年12月15日)

第2 生活保護基準の在り方について

1 生活保護基準の評価・検証等について

(1)評価・検証(抜粋)

今後、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に一度の頻度で検証を行う必要がある。

- 上記の評価・検証については、生活保護において保障すべき最低生活の水準が、一般国民の生活水準との関連においてとらえられるべき相対的なものであるという基本的な考え方を踏まえて行うものである。

(参考)生活扶助基準に関する検討会報告書(平成19年11月30日)(抄)

○ 生活扶助基準の設定に当たっては、水準均衡方式が採用されていることから、その水準は、国民の消費実態との関係、あるいは本人の過去の消費水準との関係で相対的に決まるものと認識されている。したがって、生活扶助基準の水準に関する評価・検証に当たっては、これらの点を総合的にみて適切な水準となっているかという観点から行うことが必要である。